

# 3

## 元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり

福祉・健康分野

市民や地域の力を生かした安心して子育てができる環境づくりや高齢者福祉の充実、スポーツを通じた健康づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の連携により、誰もが元気に暮らすことのできる、人に優しいまちを目指します。



子育て支援講座

### 【施策の体系】

#### (1) 福祉サービスの充実

- ① 地域福祉
- ② 児童福祉
- ③ 障害者(児)福祉
- ④ 高齢者福祉
- ⑤ 社会保障

#### (2) 元気づくりの推進

- ① 保健・医療
- ② スポーツ・レクリエーション

## (1) 福祉サービスの充実

### 1

#### 地域福祉

##### 現状と課題



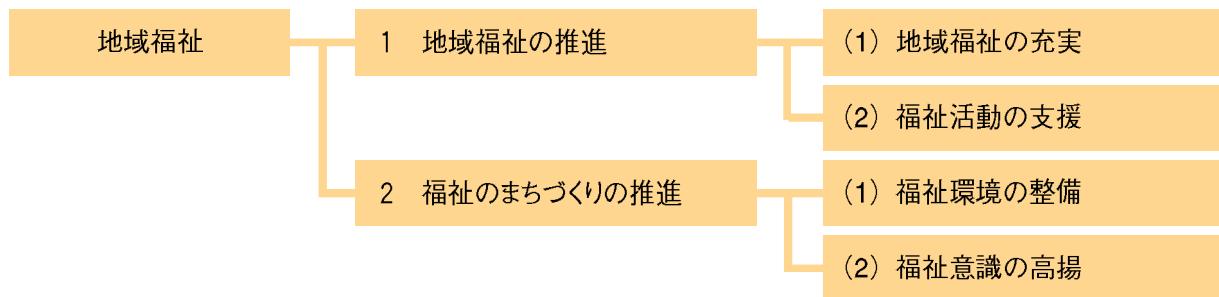
少子・高齢化の進展、個人の価値観の多様化に伴い、家族の絆や地域における連帯意識が希薄となり、相互に支え合う力が弱まりつつあります。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待などの様々な社会問題が増加しています。

まちづくりに関する市民意識調査では、「今後どのようなまちとして発展することを望みますか」という質問に対し、「医療や福祉が充実した、健康で安心して暮らせるまち」と「子どもからお年寄りまでが暮らしやすい、ひとにやさしいまち」との回答が突出しており、市民の福祉行政に対する期待の高さを示した結果となっています。

安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、従来の公的なサービスだけではなく、市民と行政が連携して、地域における支え合いの輪を広げていくことが課題です。

そこで、市民一人一人が自ら福祉のまちづくりに参加し、市民や地域の力を生かしながら、支援を必要としている人たちへ、きめ細かな福祉サービスを提供していくとともに、市民の福祉意識の高揚や生活環境の整備を図り、地域での福祉を推進することが必要となっています。

## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名                        | 現況値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 「いきいきふれあいサロン」を設置する地域支部社協の数 | 34箇所        | 50箇所        |

## 基本的施策

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 地域福祉の充実

- 協働** 市民、地域、事業者、行政などの協働により、「助け合い 支え合う「こころでつくるまちづくり」の実現に向けて「ひたちなか市地域福祉計画\*」を推進するとともに、社会状況の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行います。
- 協働** 在宅の要援護者とその家族について、個々のニーズに対応した保健、医療、福祉の適切な支援を行います。
- 認知症高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方の権利を擁護するため、成年後見制度\*や日常生活自立支援事業\*の周知による円滑な利用を促進します。

#### (2) 福祉活動の支援

- 協働** 社会福祉協議会ボランティアセンターを中心として、ボランティア団体を育成・指導するとともに、ボランティア講座や福祉体験の機会を提供し、多くの市民がボランティアとして力を発揮できるよう支援します。

- 協働** 福祉ボランティア、N P Oの活動を支援し、相互の情報交換や交流を促進します。

- 協働** 高齢者や障害のある方などが身近な地域で必要なときに必要なサービスが利用できるよう、地域福祉活動の拠点で

#### 地域福祉計画

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」という地域福祉の考え方を具現化するための計画。

#### 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。

#### 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人に代わって、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行う事業。

ある社会福祉協議会の事業を支援します。

**協働** 福祉ニーズが増大する中、住民の福祉の増進を図るため、地域福祉の中核である民生委員・児童委員の活動を支援します。

## 2 福祉のまちづくりの推進

### (1) 福祉環境の整備

- 公共施設の整備に当たっては、高齢者や障害のある方も含めて、誰もが利用しやすいものとなるよう配慮し、バリアフリー<sup>\*</sup>化などを推進します。
- 障害のある方の自立した暮らしや社会参加を支援するため、ガイドヘルパー<sup>\*</sup>や手話通訳者を育成し、必要に応じて派遣します。

### (2) 福祉意識の高揚

**協働** 市民一人一人がともに助け合い支え合う、思いやりの心を育む地域づくりのため、「ひたちなか市障害者プラン」を推進するとともに、福祉意識の普及啓発を図ります。

● 障害に対する理解を深めるため、小中学校の児童・生徒を対象とした車いす体験学習などの交流事業や特別支援学校と小中学校との交流学習、共同学習を行います。

**協働** 地域で暮らす住民が相互に理解を深められるよう、地域福祉交流事業として「いきいきふれあいサロン活動<sup>\*</sup>」や「三世代交流事業」などを推進します。

#### バリアフリー

公共の建築や道路、個人の住宅等において高齢者や障害のある人の利用にも配慮した概念。近年は、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

#### ガイドヘルパー

ホームヘルパーの種類、外出時の移動の介護を行う人。

#### いきいきふれあいサロン活動

外出機会の少ない高齢者や障害のある方、また子育ての悩みを聞いてほしい母親など、地域を拠点として、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、活動内容を決め、共に運営していく活動。

## 2

## 児童福祉

### 現状と課題

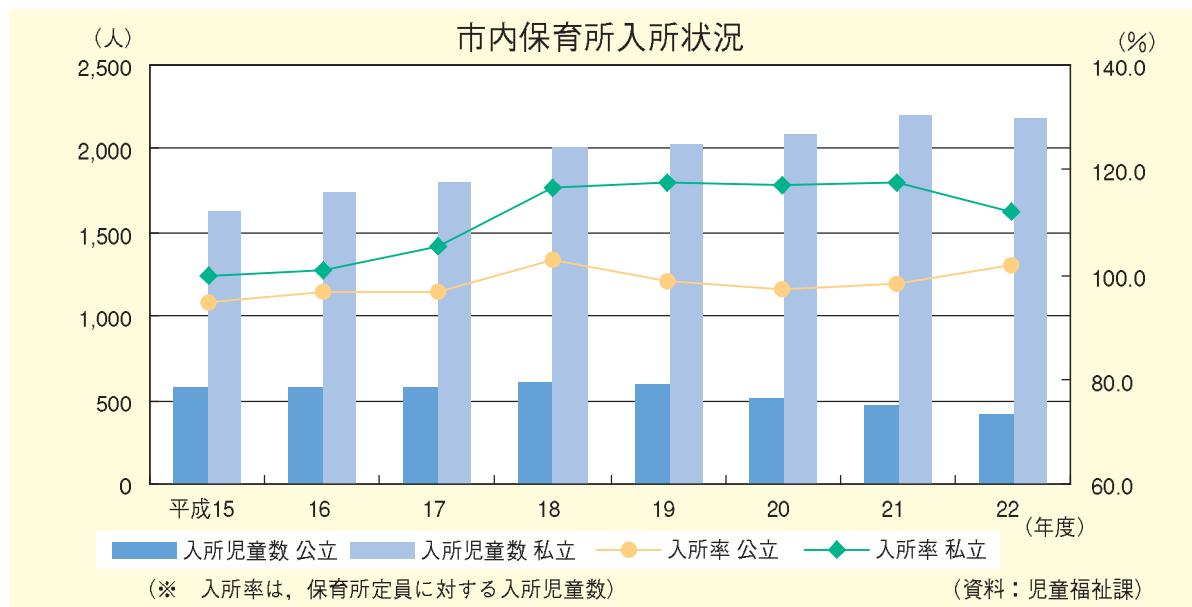
本市の人口は、平成27年までは増加傾向にあり、その後は減少傾向に転じることが予想されています。0～14歳の年少人口は、緩やかではありますが年々減少傾向にあり、平成21年10月1日現在の24,536人から平成27年には約22,700人になるものと想定されています。

急速な少子化の進行は、将来の社会・経済の活力の維持に深刻な事態をもたらすおそれがあります。平成22年度から制度化された子ども手当や高校授業料無償化など、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する政策的な取組も始まっていますが、子育て支援における国と地方の役割分担を整理しながら、少子化対策について真剣に取り組むことが求められています。

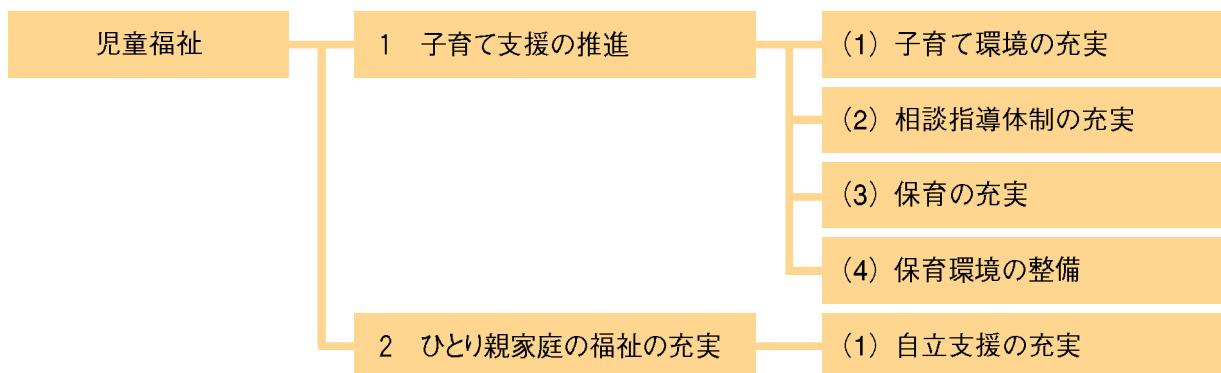
こうした少子化が進む背景としては、生活様式の多様化や、子育てと仕事の両立の困難さ、結婚に対する意識の変化などの様々な要因が指摘されています。また、核家族化などの進行により、若い世代の親たちの多くは、結婚前に乳幼児と接する機会や育児に関する知識経験が乏しく、このことが子育てへの不安感、孤立感につながり、子育てを負担に感じてしまう原因になる場合もあります。さらに、女性の社会進出、就労形態の変化などにより保育ニーズも多様化しています。

このような背景から、若い世代が子どもを安心して生み育てるための子育て支援体制づくりや、子どもたちを地域社会の中で支え合いながら、育むことができる環境づくりが課題となっています。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう環境の整備を図り、地域での親子のふれあいの場や遊びの場の確保、保護者の育児不安を解消するための相談支援体制などの強化を図るとともに、仕事と子育てが両立できるよう、子育て支援施策や保育サービスを充実することが必要です。



## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名              | 現況値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|------------------|-------------|-------------|
| 一時預かりを実施している保育所数 | 8箇所         | 12箇所        |
| 地域子育て支援拠点の設置数    | 7箇所         | 9箇所         |
| 延長保育を実施している保育所数  | 20箇所        | 22箇所        |

## 基本的施策

### 1 子育て支援の推進

#### (1) 子育て環境の充実

**協働** 仕事と育児の両立を支援し、子育て家庭の負担軽減を図るため、家事援助などのサービスを受けたい人とそのサー

ビスを提供できる人と構成する会員組織の「ファミリー・サポート・センター\*事業」を推進します。

- 働く女性の増加や核家族化に対応して、子どもの放課後の安全を確保し、健全な育成を図ることができるよう、「放課後子どもプラン\*」を推進します。

**協働** 健全な遊びや指導を通して児童の情操を豊かにするため、児童館の事業内容を充実します。また、公民館を利用した子ども同士の交流事業を促進するとともに、地元自治会などが自主的に運営している「ひたちなか子どもふれあい館\*」を支援します。

**協働** 地域における子育て支援のため、公民館や公共施設などを活用した地域住民による「子育てサロン・サークル事業\*」を支援します。

- 子育てしやすい環境づくりのため、妊娠婦や乳幼児、小児などの医療費を助成します。

### (2) 相談指導体制の充実

● 子育てに関する不安や負担を軽減するため、子育て支援センターの充実を図り、親子の遊びや交流、育児相談の場を提供するとともに、育児サークル活動や出前保育などを推進します。

● 家庭相談員による、養育に関する悩みや子どもを取り巻く家庭環境などの相談への対応を進めます。

● 児童虐待の防止および早期発見、早期対応のため、民生委員・児童委員、家庭相談員や児童相談所などの関係機関と連携して、親子への支援、相談、啓発活動を行う要保護児童対策地域ネットワークの活動を推進します。

### (3) 保育の充実

● 増加する保育需要に対応するため、保育所の定員枠を確保し、要保育児童の円滑な入所に努めます。

● 就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに対応するため、民間保育所が行う延長保育\*や一時預かり\*、休日保育\*、病児・病後児保育\*などの事業を支援します。

● 入所児童の福祉の増進を図るため、民間保育所による特別保育事業\*や保育サービス支援事業を促進します。

● 心身障害児療育訓練センターなどの関係機関と連携を密にし、障害のある乳幼児が入所できる保育所数の拡大を図ります。

**ファミリー・サポート・センター**  
託児等の育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の援助組織。

#### 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう平成19年度よりスタートした事業。本市では放課後の余裕教室を利用して、小学校の児童を対象に、学童クラブや放課後子ども教室を実施している。

#### ひたちなか子どもふれあい館

子どもたちに遊び場を提供するとともに、子ども同士や母親同士のふれあいの場としての機能を持つ施設。旧市毛保育所に開設され、地元自治会、地域ボランティアの協力により運営されている。

#### 子育てサロン・サークル事業

「子育てサロン事業」は、子どもの遊び場と母親達の交流スペースを、ひたちなか子どもふれあい館、公民館、保育所、自治会館などで提供するもの。「子育てサークル事業」は、母親同士が集まり、子育てに関して互いに協力しあうグループの形成を支援するもの。どちらも、子育て支援センターを軸として展開されている。

#### 延長保育

保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間を超えて行う保育。

#### 一時預かり

家族（同居している親族等）の病気や入院、保護者の育児疲れ解消などの理由により、保護者が一時的に児童の面倒を見られなくなる場合の保育。

#### 休日保育

保護者の就業形態の多様化に伴い、日曜・祝日等に行う保育。

#### 病児・病後児保育

概ね小学校就学前までの乳幼児で、病気又は病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かるサービス。

#### 特別保育事業

仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にし、安心して子育てができるような環境整備を推進するため、延長保育、一時預かり、地域の子育て支援等を実施する事業。

#### (4) 保育環境の整備

- 公立保育所については、円滑な運営を図るとともに、地域の実情を考慮した適正配置などについて検討します。
- 民間保育所の施設整備を支援するとともに、公立保育所についても耐震補強の実施など保育環境の改善を図ります。

## 2 ひとり親家庭の福祉の充実

#### (1) 自立支援の充実

- ひとり親家庭の抱える諸問題に適切な指導・助言ができるよう、家庭相談員による訪問指導と相談活動を強化します。
- 子ども手当に加え、児童扶養手当\*の給付や母子福祉資金貸付制度\*の活用などの経済的支援を行うとともに、県や母子寡婦福祉会と連携して、ひとり親家庭の自立を支援します。
- 日常生活における家事や児童の養育などの心身にかかる負担を軽減するため、日常生活支援事業によりひとり親家庭の支援を行います。
- ひとり親家庭の医療にかかる負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

#### 児童扶養手当

離婚などにより父又は母と生計をともにしている児童の養育者に対して児童の健全育成のために支給される手当。

#### 母子福祉資金貸付制度

20歳未満の子供を養育している母子家庭に、低利または無利子で事業開始・継続、技能習得、住宅、転宅、就学、修学、修業、就職、生活など各種資金を貸付する制度。

### 3 障害者（児）福祉

#### 現状と課題

本市では、平成21年度末現在、身体障害者手帳所持者が3,853人、療育手帳所持者が920人、精神障害者保健福祉手帳所持者が449人となっており、近年は、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の新規交付数が増加しているほか、高齢化の進展に起因すると考えられる肢体不自由等を事由とする身体障害者手帳の新規交付数も増加傾向にあります。

障害のある方が、自立した生活を送ることができる環境を整えるため、障害のある方とその家族に対する障害福祉サービスの情報提供を推進するほか、障害のある方への自立支援、社会参加を促進していくことが課題となっています。

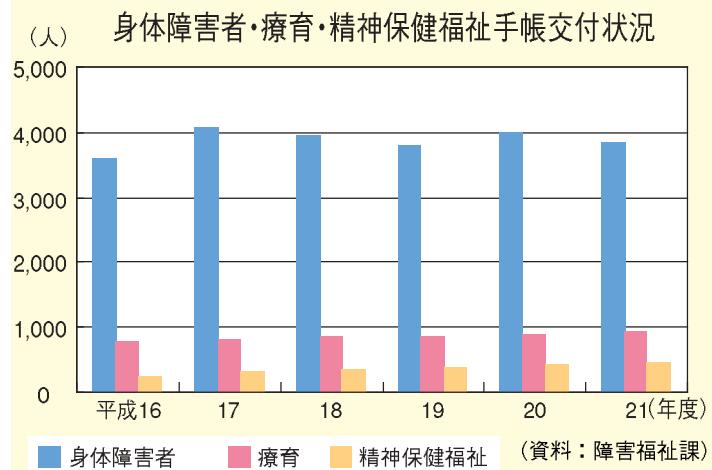
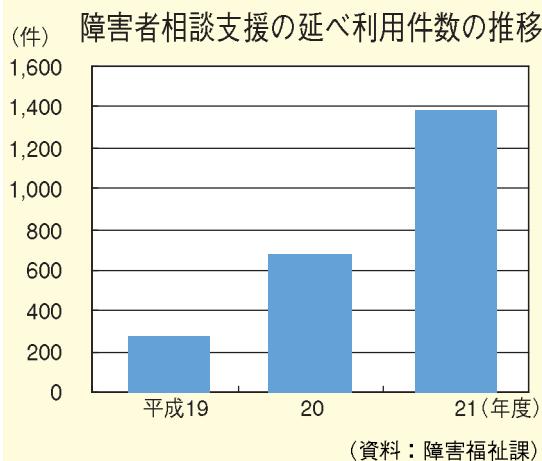
これら障害のある方が、地域において安心して暮らしていくためには、障害の有無にかかわらず、市民一人一人がともに助け合い・支え合う地域社会の実現を目指し、障害のある方とその家族に対しては、福祉や生活等に関する情報提供システムや相談体制の整備を進めるとともに、障害者自立支援法\*にもとづく自立支援サービスや地域生活支援事業\*等の障害福祉サービスを、一人一人のニーズに則してきめ細かく提供していくことが必要です。

#### 障害者自立支援法

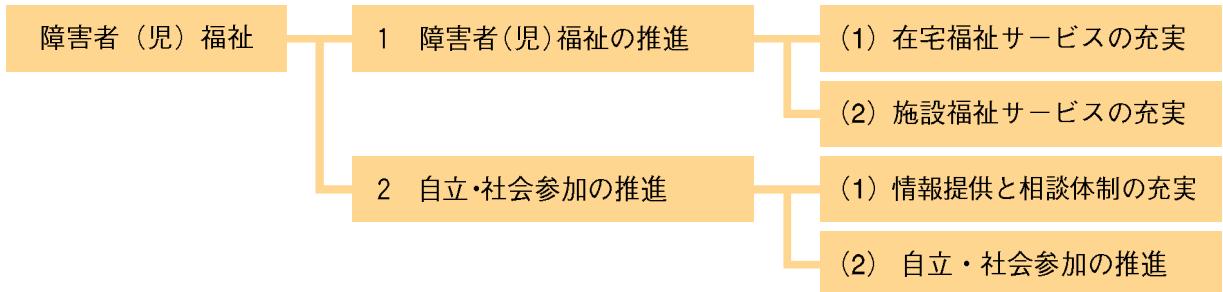
障害のある方が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになりますことを目的に平成18年4月に施行された法律。

#### 地域生活支援事業

地域で生活する障害のある方などの日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供するため、障害者自立支援法に基づき平成18年10月より開始された事業。



## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名         | 現況値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|-------------|-------------|-------------|
| 相談支援の延べ利用件数 | 1,828件      | 2,180件      |

## 基本的施策

### 1 障害者（児）福祉の推進

#### (1) 在宅福祉サービスの充実

- 障害のある方の障害の状態や生活の状況を踏まえ、ホームヘルプなどのケアサービス、日常生活用具の給付などの暮らしの支援、就労訓練などの自立支援の充実に努めます。
- 育児相談や幼児健診で発達の遅れなどが見られる幼児とその保護者に対し、経過観察教室やグループミーティングによる仲間づくりを促進し、育児不安の解消を図るとともに、広汎性発達障害\*などが疑われる場合は、保健所発達相談などとの連携により障害の早期発見に努めます。また、精神や言語の発達の遅れが見られる児童については、心身障害児療育訓練センターにおいて療育指導を行います。
- 在宅で障害のある方などへの各種手当や難病\*患者などへの見舞金を支給するとともに、市報などにより制度の周知を図ります。
- 重度障害がある方の在宅介護者の経済的負担を軽減するため、介護慰労金を支給します。

#### (2) 施設福祉サービスの充実

- 多様な福祉サービスを提供するため、市内への障害福祉

#### 広汎性発達障害

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得などの基本的能力の発達遅滞を特徴とする発達障害のひとつ。

#### 難病

原因不明で治療が困難な慢性の経過をたどる疾病的総称。ここでは、一般特定疾患、小児慢性特定疾患、先天性血液凝固因子障害等をいう。

サービス提供事業者などの参入を促進します。

- 障害の種別、状態および年齢に応じ、円滑に施設へ入所または通所ができるよう、本人やその家族と障害福祉サービス提供事業者などとの連携を強化します。
- 心身障害児療育訓練センター、心身障害者福祉センター、身体障害者福祉センターなどの通所施設において機能訓練事業や社会適応訓練事業を充実します。

## 2 自立・社会参加の推進

### (1) 情報提供と相談体制の充実

- 福祉サービスを円滑に利用できるよう、市報や福祉ハンドブックなどによる障害福祉制度の情報提供を推進します。
- 協働** 情報を入手しやすい環境づくりをするために、ボランティアの協力により点訳版市報と朗読版市報を作成し、希望者に提供するなど、障害の特性に応じた情報の提供を推進します。
- 障害のある方の実情に応じた活動機会や必要な情報を提供するとともに、社会との交流促進や相談支援を行う地域活動支援センターの事業を支援します。
- 相談支援事業所や障害者相談員と連携し、障害のある方やその家族からの相談に応じて必要な情報提供や支援に努めます。

### (2) 自立・社会参加の推進

- 障害の種別に対応した就労支援施設の参入を推進するとともに、製品の販売促進や購入などにより、就労支援施設を支援します。
- 就労支援施設や公共職業安定所などと連携した相談体制や情報提供により、障害のある方の就労を促進します。
- 協働** 障害のある方の社会参加を推進するため、ボランティアの派遣協力や関係機関との情報交換会の実施など、ボランティア団体や障害者団体、家族会をはじめとした福祉団体の自主活動を支援します。
- 協働** 障害のある方が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションなどの機会を提供します。
- 障害のある方が安心して生活が送れるよう、医療費を助成し、経済的負担を軽減します。

## 4

## 高齢者福祉

### 現状と課題

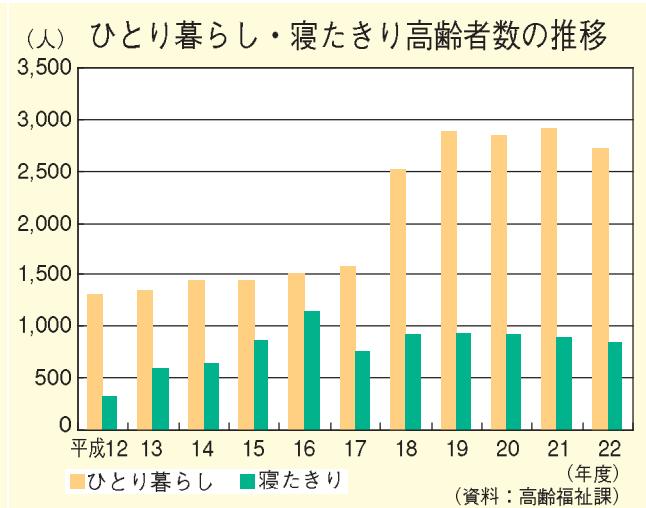
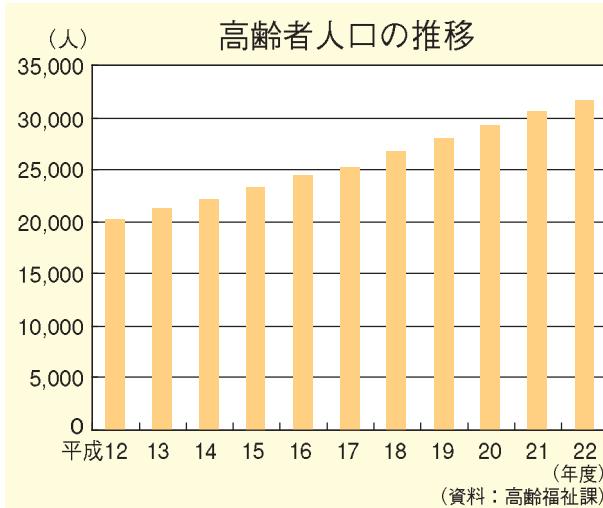
本市における65歳以上の高齢者人口は、平成22年4月1日現在で31,522人、高齢化率は19.9%となっており、平成27年には、高齢者人口が約37,100人、高齢化率が23%になると見込まれています。特に75歳以上の高齢者の増加により、寝たきりや認知症\*による要介護者が増えていくことが予想されます。

こうした中、活力ある社会を築いていくためには、高齢者が長い間培ってきた経験や知識、能力を生かし、就労やボランティア活動、生涯学習活動などを通して、社会的な役割を担い、生きがいのある生活を送ることができるようにするとともに、介護の需要に対応できる施設整備や支援体制の強化により、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりが課題となっています。

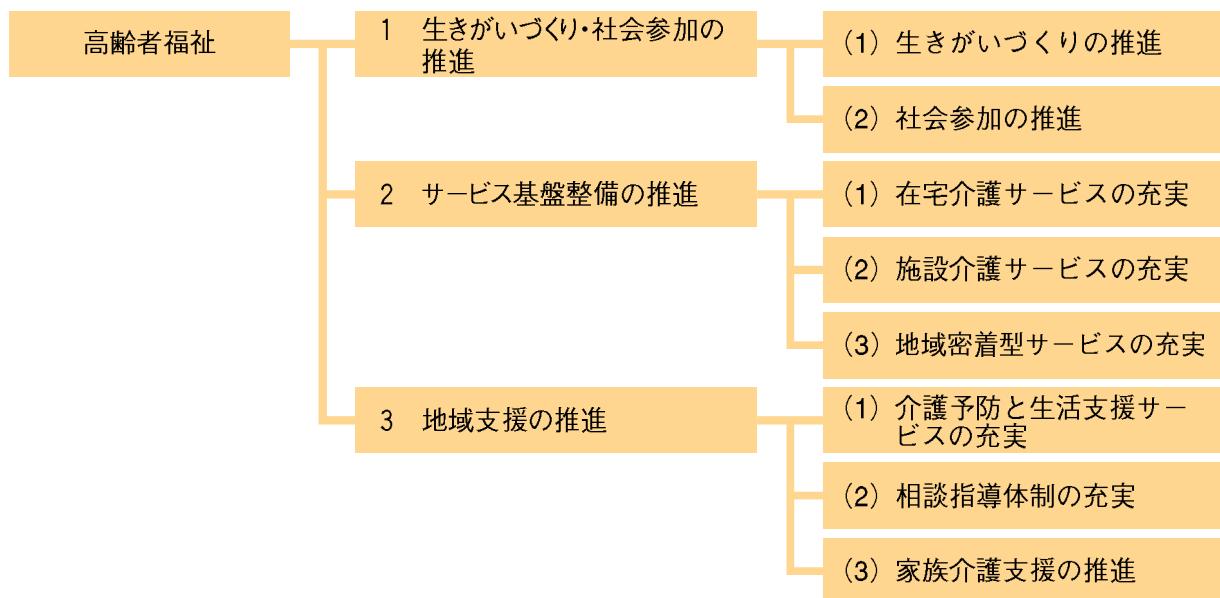
今後、自らの経験や能力を生かした地域活動への支援や就労機会の確保に努め、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、介護サービスや生活支援サービスなど、高齢者福祉施策のより一層の充実を図ることが重要です。また、民間活力の参入を促進し、行政、市民がそれぞれの役割を積極的に担い、高齢者福祉を推進していくことが必要となっています。

#### 認知症

脳に何らかの原因で障害が起き脳の機能が低下することで、記憶障害や見当識障害、判断力の低下など日常生活がうまく行えないくなる脳の病気のこと。



## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名                                      | 現況値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|--|-------------|-------------|
| 元気に就労している高齢者的人数<br>(シルバー人材センターにおける就業人員数) | 1,052人      | 1,700人      |

## 基本的施策

### 1 生きがいづくり・社会参加の推進

#### (1) 生きがいづくりの推進

**協働** 高齢者が生きがいある生活を送ることができるよう、老人福祉センターなどを活動拠点として趣味や健康づくりの活動を支援します。

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進するため、地域の高齢者クラブなどが実施するスポーツや文化活動による世代間交流を支援します。

- 高齢者の多様な学習ニーズに対応するため、高齢者大学の講座内容の充実を図ります。

#### (2) 社会参加の推進

- 子ども会と合同で行う清掃活動や郷土文化の伝承など、高齢者の世代間交流や地域活動への積極的参加を促進します。

- シルバー人材センター\*や公共職業安定所との連携強化により、高齢者の技能や経験を生かせる就労機会の拡充に努めます。

**協働** 高齢者の地域参加を促進することを目的に、高齢者相互および他世代との交流を深める活動などを行う団体を支援します。

## 2 サービス基盤整備の推進

### (1) 在宅介護サービスの充実

- 介護が必要になっても、住み慣れた地域の中で安心して生活ができるよう、通所介護や訪問介護などの在宅サービスの充実に努めます。
- 在宅療養者の個々の状態に対応するため、医療、保健、福祉関係組織の相互連携の強化に努めます。

### (2) 施設介護サービスの充実

- 要介護者の増加などに対応するため、特別養護老人ホームなどの施設整備を支援します。

### (3) 地域密着型サービス\*の充実

- 日常生活圏域\*を単位として、民間事業者による地域密着型サービスの導入を図ります。
- 小規模多機能施設\*やグループホームが行うスプリンクラーの設置を支援し、防火体制の整備を図ります。

## 3 地域支援の推進

### (1) 介護予防と生活支援サービスの充実

- 寝たきりや認知症になることを未然に防止するため、地域の公民館などを活用して、介護予防教室を実施します。また、高齢者の個々の状態に応じた介護予防マネジメントの実施や介護予防サービスの提供を行います。

**協働** ひとり暮らし高齢者などの栄養管理や安否確認のため、配食や緊急通報などの各種サービスを提供します。

**協働** 自治会や民生委員、高齢者クラブなどの相互協力による高齢者を支える体制づくりなど、インフォーマルサービス\*の推進を支援します。

### (2) 相談指導体制の充実

**協働** ひとり暮らし高齢者などを対象に、近隣住民の相互協力による見守りや緊急通報システムを通した援助を行う小地

### シルバー人材センター

定年退職後などの高齢者が、その能力を活用し、収入を得るとともに、働くことを通して社会に参加することを目的とする組織。

### 地域密着型サービス

要介護者の日常生活圏域における、日中の通い、一時的な宿泊、緊急時の訪問サービス等。

### 日常生活圏域

市町村ごとに今後の福祉基盤として設定される生活圏域。例えば、中学校区、小学校区など。

### 小規模多機能施設

日中の通所介護や緊急・夜間時の訪問介護、短期宿泊、長期居住といった複数の介護サービスを、一体的かつ継続的に提供する小規模施設。

### インフォーマルサービス

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉・介護サービス（フォーマルサービス）に対し、家族・近隣・知人等の地域社会が不定期かつ無報酬などで提供する保健福祉サービス。

域ネットワーク活動\*を推進します。

### (3) 家族介護支援の推進

- 家族介護を支援するため、介護教室および介護者交流事業を実施し、介護者の精神的負担の軽減や介護知識の普及に努めます。

#### 小地域ネットワーク活動

自治（町内）会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な方々の生活を見守り、支え合って行く隣人同士の助け合い活動。

## 5 社会保障

### 現状と課題

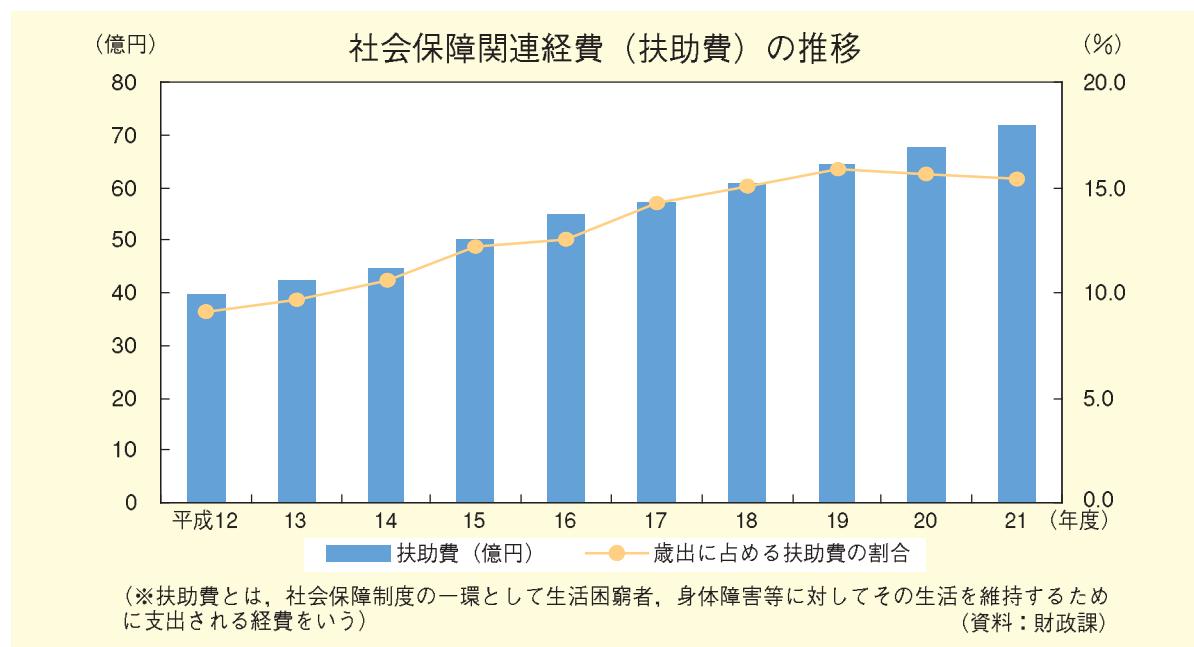
社会保障制度は、すべての人が互いに支えあい、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援する重要な役割を担っています。本格的な少子高齢社会を迎えるにあたり、年金、医療、介護などの社会保障制度は、さまざまな改革が進められています。

本市における平成21年度末の社会保障制度の状況は、国民健康保険が加入者数39,262人、保険事業の歳出額120億8千9百万円、後期高齢者医療保険の被保険者数13,674人、国民年金は被保険者数37,913人、拠出年金受給者数2,767人、受給額9億8千8百万円、基礎年金受給者数25,580人、受給額170億1千1百万円、介護保険は在宅介護サービス受給者数2,325人、施設介護サービス受給者数834人、総給付額は60億2百万円となっています。また、生活保護については、月平均702世帯、受給者961人で、年間総支給額は14億8千3百万円となっています。

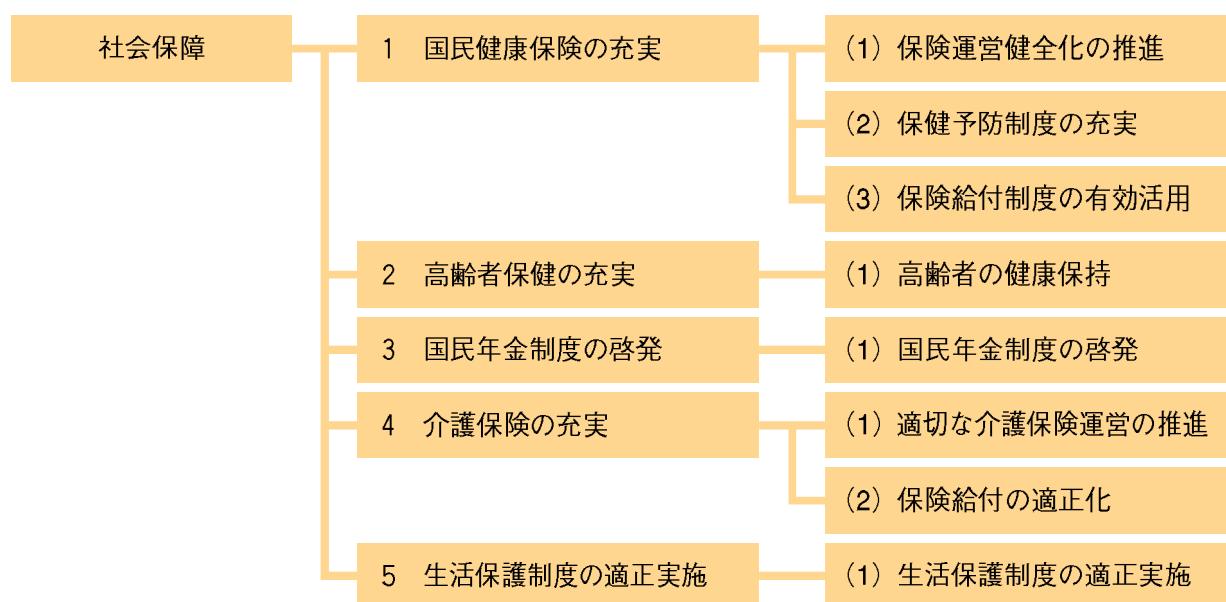
いずれの制度についても、市の支出負担額は年々増加していますが、特に国民健康保険は、加入者の平均年齢が高く、保険税負担力の低い方が多いなどの制度が抱える構造的な問題があります。また、平成20年秋以降の急激な景気悪化の影響により、失業者の加入が増加しており、後期高齢者医療への支援などもあわせて、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。国民年金についても、将来の年金制度への不安感などを原因として保険料の未納者が増加傾向にあり、さらに介護保険制度は急速な高齢者の増加への対応を求められています。

これらの社会保障制度に関する現状について、経済の動向や少子高齢化の進展などの社会情勢を踏まえ、市民の理解を得ながらいかにして年々増加する支出負担を抑制し、保障を安定して還元できるかが課題となっています。

このため、社会保障制度を将来にわたり安定的に持続させるためには、世代間の公平な負担を求めるながら、円滑で適正な制度運営をすることが必要です。



## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名                    | 現況値(平成22年度)   | 目標値(平成27年度)   |
|------------------------|---------------|---------------|
| 特定健康診査受診率（受診者数÷被保険者数）  | 22.8%         | 65.0%         |
| 介護認定審査会の充実（1回当たりの処理件数） | 36.6件(144回/年) | 30.0件(226回/年) |

## 基本的施策



### 1 国民健康保険※の充実

#### (1) 保険運営健全化の推進

- 医療費負担の適正化を推進するため、電子化されたレセプト点検※事務の強化に努めます。
- 国民健康保険財政の安定、健全運営を確保するため、保険税の収納率の向上と必要に応じた税率の見直しを図ります。

#### (2) 保健予防制度の充実

- 疾病の予防、早期発見と早期治療を促すため、特定健康診査を実施するとともに、人間ドック・脳ドックの助成を行います。また、健康づくり歩く会の開催や健康冊子の配布などを通して、健康管理に関する意識の啓発に努めます。
- 生活習慣病※予防のための献立を用いた地区伝達講習会や料理コンクールなどを実施するとともに、食育の一環として親子クッキングなどを行い、食生活の改善や体力づくりを支援します。

#### (3) 保険給付制度の有効活用

- 被保険者の経済的負担を軽減するため、高額療養費※や出産一時金などの給付制度の活用を促進します。

### 2 高齢者保健の充実

#### (1) 高齢者の健康保持

- 高齢者の健康保持を図るため、人間ドック・脳ドックの助成を行います。

### 3 国民年金制度※の啓発

#### (1) 国民年金制度の啓発

- 年金未加入者をなくすため、日本年金機構※と連携しながら、年金相談業務や広報活動を通して制度の啓発を図ります。

### 4 介護保険※の充実

#### (1) 適切な介護保険運営の推進

- 介護保険制度の趣旨や仕組について、市報に掲載し周知を図るとともに、被保険者証送付時に介護保険サービス事

#### 国民健康保険

病気やけがに備えて本制度の加入者（農業・漁業従事者や自営業者など）が保険料（税）を出し合い、そこから医療費を支払う相互扶助制度。

#### レセプト点検

医療機関から提出された診療報酬明細書の点検。

#### 生活習慣病

生活習慣がその疾病の発症・進行に関与する糖尿病、高血圧症、高脂血症などの病気。

#### 高額療養費

同じ人が同一月内に、一定の限度額を超えて医療機関に支払った医療費の一部負担金の額。

#### 国民年金制度

すべての国民を対象に、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした年金制度。基礎年金として老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金がある。

#### 日本年金機構

国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金（厚生年金及び国民年金）に係る一連の運営業務を担う非公務員型の特殊法人。

#### 介護保険

高齢者などの介護について、社会全体で支えあい、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供するために、40歳以上の国民の保険料などにより運営される保険制度。

業者などに関する情報提供を行います。

- 居宅および施設における介護保険サービスの利用状況を的確に把握しながら、サービス基盤の整備を計画的に行い、介護保険の健全な財政運営に努めます。
- 適正かつ速やかな介護認定ができるよう、介護認定審査会の審査機能の充実を図ります。

## (2) 保険給付の適正化

- ケアプラン\*検討委員会の開催のほか、住宅改修などの点検事業などにも新たに取り組み、サービス内容および介護費用の適正化をより一層推進します。

# 5 生活保護制度\*の適正実施

## (1) 生活保護制度の適正実施

- 生活保護制度の適正運用を図るため、扶養義務調査、医療機関訪問調査やレセプト点検を実施します。
- 被保護者の自立を助長するため、必要な指導・支援を組織的に実施します。

### ケアプラン

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

### 生活保護制度

すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう、必要最低限度の生活水準を保障する制度。生活困窮者への扶助、自立助長を図ることを目的としている。

## (2) 元気づくりの推進

### 1

### 保健・医療

#### 現状と課題



近年、喫煙や偏った食生活、運動不足などの日常生活が影響している生活習慣病や、社会環境によるストレス、社会不適応による心の病など、疾病構造は変化しています。

このような中、乳幼児、母子、成人、高齢者など、それぞれの状況に応じた特徴を把握し、疾病予防や総合的な健康づくりを推進していくことが課題となっています。

このため、食生活改善を推進とともに、健康診断や健康相談、地域で実施する健康づくりを通して、健康に対する意識を高揚させ、健康の保持増進を支援する必要があります。

また、感染症\*対策については、従来の予防接種業務に加え、新たな感染症に対し、国、県、ひたちなか市医師会と連携を図り、早急かつ適切な情報収集を行い、感染の拡大防止に努める必要があります。

医療体制については、平成22年6月に本市の中核病院である日立製作所ひたちなか総合病院がリニューアルオープンし、地域災害拠点病院\*やがん診療指定病院\*として指定を受けるなど、高度医療の充実が図られたところです。

本市においては、小児科医や麻酔医の医師確保などに対する支援も行っていますが、全国的に医師不足が深刻化している中で、市民がいつでも安心して医療を受けることができるよう、継続的・安定的な医師の確保をさらに推進する必要があります。

また、市医師会の協力のもと、ひたちなか総合病院を中心とした体制づくりを推進するとともに、休日夜間診療所については、二次医療機関\*と連携を取りながら、より一層の充実と強化を図ることも重要となっています。

#### 感染症

細菌、真菌、ウイルス等の病原体の感染により生じる病気の総称。

#### 地域災害拠点病院

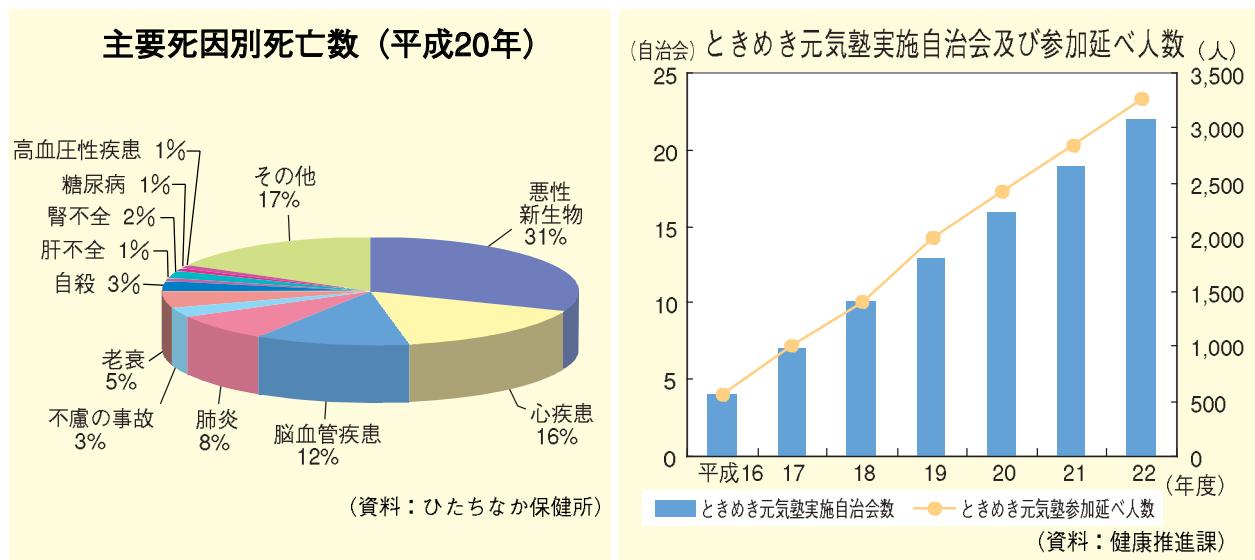
地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことと、各都道府県の二次医療圏ごとに原則1か所以上整備される。

#### がん診療指定病院

国の整備基準に準拠した県の指定基準に基づき、県知事が指定する病院。

#### 二次医療機関

診療所などで扱えないような、病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関のこと。



## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名                           | 現況値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 元気アップ事業「ときめき元気塾」を立ち上げている自治会の数 | 22自治会       | 42自治会       |

## 基本的施策



### 1 健康づくりの充実

#### (1) 健康づくりの普及啓発

**協働** 「ときめき元気塾\*」や地域で実施する健康づくり事業を推進し、生活習慣病予防や介護予防などの健康に対する意識の高揚と健康の保持増進を支援します。

#### ときめき元気塾

自治会を対象に、栄養と食生活・歯の健康・生活習慣病予防の講話、元気アップ体操の実技などを行う講習会。

#### (2) 健康づくり食生活の推進

- 生涯にわたる食育と健康状態に応じた食生活の相談指導を実施し、健康な食生活を支援するため、「ひたちなか市食育推進計画」を推進します。
- 食中毒を予防するため、保健所や食品衛生協会との連携を強化するとともに、食生活改善推進員の活用や食育の推進などにより、食品の安全衛生に関する知識の普及・啓発を推進します。

#### (3) 健康づくりリーダーの育成

- 健康づくり推進協議会\*などを積極的に活用し、市民の健康増進や生涯健康づくり活動を支援します。
- 協働** 地域での健康づくりを推進するため、毎年新たな食生活改善推進員を養成します。また、保健推進員に対する講習会、研修会を実施するとともに、元気アップ事業の支援者を育成し、積極的に活用します。

#### 健康づくり推進協議会

市民の健康づくりに関し、市内関係団体と機関で構成された組織で、市の健康増進計画「ひたちなか市元気アッププラン」を策定した。

#### (4) 健康づくり基盤の整備

- 市民の健康づくりの拠点となる生涯保健センターおよび那珂湊保健相談センターの適正管理に努めるとともに、休日夜間診療所跡の利活用について検討します。

### 2 保健・医療サービスの充実

#### (1) 母子保健対策の推進

- 妊娠を望んでいる夫婦の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう、不妊治療費の助成を行います。
- 妊娠届けや妊婦健康診査等で把握したハイリスクの妊婦に対し、家庭訪問や情報提供などの支援を行うとともに、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの実施により、乳幼児の疾病や障害の早期発見と育児支援を行い、母子保健の充実を図ります。

- 乳児家庭への全戸訪問を実施し、育児環境の把握や育児支援の相談などを行い、子育て不安の解消や児童虐待の予防などに努めます。

#### (2) 成人・高齢者保健対策の推進

- 疾病の早期発見のため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図ります。
- 各種健診の受診率向上のため、受診を勧める啓発や検診登録制の周知を行うとともに、受診者の利便性を図った各種がん検診の同時実施などを行います。
- 各種健診の結果により、特定保健指導や家庭訪問指導などを行い、生活習慣の改善や医療機関への早期受診を促します。

#### (3) 歯科保健対策の推進

- 生涯を通して健康な歯を維持するため、幼児健康診断の歯科健診や歯科保健指導などの実施により幼児期からのむし歯予防に努めます。
- 高齢者の口腔機能の維持・向上を図るため、介護予防の観点から歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。また、在宅治療希望者に対しては在宅訪問歯科診療を行っている歯科医院などの情報を提供します。

#### (4) 感染症対策の推進

- 感染症に対する正しい知識の普及と予防を啓発するため、従来の結核やヒト免疫不全ウイルス（HIV）※、性感染症などに加え、新たな感染症などの発生に対しても、国・県および市医師会との連携を図り、迅速な情報の提供を行います。
- 疾病予防のため、市医師会や教育委員会などの関係機関との連携により、各種予防接種を実施するとともに、市報やホームページなどによる情報提供を積極的に行い、予防接種率の向上に努めます。
- 法定外（任意）予防接種については、子宮頸がん※、ヒブ感染症※、肺炎球菌感染症※などのワクチン接種費用の助成を、国の助成制度も活用しながら、効果的に推進します。

#### (5) 精神保健対策の推進

- 精神障害のある方の集団活動を通じた人とのつながりや自己表現力の向上を支援するとともに、社会に対して精神疾患の正しい知識の普及と啓発を図ります。また、家族会

##### ヒト免疫不全ウイルス（HIV）

感染し潜伏期間を経た後、病原体に対する抵抗力が正常に働かなくなることで様々な感染症などを発症する後天性免疫不全症候群の原因となるウイルス。

##### 子宮頸がん

ほとんどの子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の長期間の感染による発症であり、ワクチンの接種により予防可能ながんである。日本国内では平成21年10月にワクチン認可された。予防のためには3回の接種を行う。

##### ヒブ感染症

ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型感染症。肺炎・敗血症・喉頭蓋炎などさまざまな感染症を引き起こし、なかでも重篤な感染症がヒブによる細菌性髄膜炎（Hib髄膜炎）である。ワクチン接種による未然の予防が有効であり、日本では平成20年12月に任意予防接種が一般的に可能となった。

##### 肺炎球菌感染症

肺炎・髄膜炎・中耳炎・副鼻腔炎・敗血症などの原因となる細菌。平成22年2月から、任意予防接種として使用されるようになった。

への支援に努めます。

- 心の病などの予防や早期発見を図るため、リーフレットなどによる啓発や相談事業を実施し、心の健康の維持と増進に努めます。

### 3 医療体制の整備

#### (1) 救急医療体制の充実

- 医師会および薬剤師会の協力を得ながら、日曜日・祝日・年末年始の昼夜、土曜日の夜間の初期救急医療機関として休日夜間診療所を運営するとともに、二次医療機関と緊密な連携を図り、市民の救急医療に対する安全・安心に努めます。
- 小児の救急医療体制を維持するため、日立製作所ひたちなか総合病院による平日の準夜間帯における小児救急の運営を支援します。
- 重症救急患者の受入先を確保するため、水戸および常陸太田・ひたちなか医療圏の11市町村で構成する市町村会議の議決により医療圏内の二次医療病院への支援を行い、二次救急医療\*体制の充実を図ります。
- 「茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」に基づき、救急患者の症状に応じた医療機関の確保を推進します。

#### (2) 地域医療体制の整備

- 生涯を通して身近な医療機関で健診・診療が受けられるよう、市医師会とともに地域の中核病院であるひたちなか総合病院を中心とした地域医療体制を検討します。
- 地域医療の充実・強化を図るため、大学病院との社会連携講座の設置など、ひたちなか総合病院の行う医師確保策に対して支援を行います。

#### 二次救急医療

入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。都道府県が定めた医療圏域（二次医療圏）ごとに整備するため、市町村の垣根を越えて整備されることが多い。

### 4 献血事業の推進

#### (1) 献血の推進

- 輸血用血液の安定確保を図るため、市報などによる広報活動を強化するとともに、献血に協力しやすい環境を整備するため、採血場所の拡充を図り、移動採血車による献血事業を推進します。

## 2

## スポーツ・レクリエーション

### 現状と課題

本市では、平成22年6月現在、43団体約3万5千人が加盟するひたちなか市体育協会や、73団体約3千人の小中学生が登録するスポーツ少年団が中心となって、各種競技やスポーツ活動が行われています。

近年、個人の趣味・趣向の多様化を反映し、スポーツ・レクリエーション活動は多種多様な分野・種目に及んでいます。スポーツ・レクリエーションの振興は、市民の体力づくりや心身のリフレッシュにつながるほか、市民相互の交流により地域社会の結び付きを深めることや、予防医療としての効果も期待されます。

本市では、週に1回以上スポーツを行っている人は平成21年度に48.8%となっており、国の44.4%（平成18年度）をやや上回っていますが、市民の健康維持・増進を図るためにも、より多くの参加と継続が課題となっています。

また、本市を代表するスポーツイベントである勝田全国マラソン大会の開催を通じ、市民と参加者との交流や、地域活性化につながる事業との連携強化、大会開催ボランティアのさらなる活用なども課題です。

既存の施設のみならず、海岸や河川敷なども活用し、地域、スポーツ団体、各種スポーツの指導員などと連携しながら、より効果的なスポーツ・レクリエーション活動を推進することが必要になっています。

市内の体育施設と利用状況（平成21年度）（単位：人）

| 施設名         | 利用者数    | 施設名           | 利用者数    |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 松戸体育館       | 116,598 | 西原公園グランド（第一）  | 9,046   |
| 那珂湊体育館      | 52,660  | 西原公園グランド（第二）  | 14,175  |
| 武道館         | 12,000  | 後野グランド（第一、第二） | 14,523  |
| 津田運動ひろば     | 4,488   | 那珂湊第二野球場      | 9,354   |
| 佐野運動ひろば     | 11,008  | 総合運動公園        | 435,527 |
| 石川運動ひろば     | 94,462  | 那珂湊運動公園       | 38,832  |
| 津田テニスコート    | 9,820   | 石川町プール        | 11,183  |
| 佐野テニスコート    | 19,240  | 馬渡プール         | 1,752   |
| 石川テニスコート    | 10,213  | 枝川プール         | 819     |
| 六ツ野公園グランド   | 20,219  | 佐野プール         | 9,388   |
| 東石川第四公園グランド | 4,666   | 大平クロッケーコート    | 3,510   |

（資料：生涯学習課）

## 施策の体系



## 代表的な施策の目標値

| 指標名            | 現況値(平成22年度) | 目標値(平成27年度) |
|----------------|-------------|-------------|
| 勝田全国マラソン大会参加者数 | 19,674人     | 22,000人     |

## 基本的施策

### 1 スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり

#### (1) スポーツに親しむための体制の整備

- 市民がそれぞれの役割を担って生涯スポーツを推進する体制を整備し、スポーツによる心身の健康づくりや市民の交流、スポーツイベント開催による地域の活性化など、生涯スポーツに関わる事業を推進します。

**協働** だれもが気軽にスポーツに親しむ機会を得られるよう、多種目、多世代、多様な技術・技能を有する人たちで構成する総合型地域スポーツクラブ※の運営を支援するとともに、新たなクラブの設置を促進します。

- 多くの人が、より身近な場所でスポーツが行えるよう、市内学校体育施設を開放します。

- スポーツに親しむ機会をより多くの人が得られるよう、生涯スポーツ情報を提供します。

#### 総合型地域スポーツクラブ

地域密着型スポーツクラブの総称。子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまでが参加でき、質の高い指導者のもと、娯楽、競技力向上など個人のニーズに応じて活動できる複数種目型の総合的なクラブ。

**協働** 市民の活発なスポーツ活動を促進するため、スポーツ・レクリエーション団体の自立的な活動を支援します。

#### (2) スポーツに親しむための施設の整備と運営

- スポーツに親しむ機会を充実するため、既存スポーツ施設の効率的な活用を図ります。
- だれもが安全にスポーツに親しめるよう、各施設に設置したAED\*の講習会を開催するとともに、AEDが設置されていない野外施設でのスポーツイベントなどにAEDの貸出しを行う体制を整備します。
- 安全にスポーツができる環境を整えるため、施設の点検と効果的な整備・修繕を行います。
- 多くの市民がいつまでもスポーツに親しめるよう、生涯スポーツ用地の確保に努めるとともに、施設利用の利便性の向上に努めます。

#### AED（自動体外式除細動器）

心臓がけいれん（細動）し、機能停止状態の者に電気的な刺激を与え、細動を取り除くために使用される医療機器。

#### (3) スポーツによる元気づくり・健康づくり

- スポーツによる市民の元気づくり・健康づくりを推進するため、各種スポーツを指導できる人材の活用を図ります。
- 元気づくり・健康づくりに関わる生涯スポーツを普及するため、専門家による生涯スポーツ指導者講習会を開催し、市内各地区における指導者の育成に努めます。
- 元気づくり・健康づくりの啓発を図るため、だれもが参加できる体力テストなどを実施します。
- 市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を提供するため、市民ハイキングなどのイベントを開催します。

## 2 スポーツイベントの開催

#### (1) スポーツイベントの開催

**協働** スポーツを通じた市民と参加者との交流を育み、地域の活性化を図るため、市民ボランティアの参加による勝田全国マラソン大会を開催します。

**協働** 地域の活性化を図るため、本市の特徴である海浜部の景観を利用した三浜駅伝競走大会を大洗町との共催により開催します。

- 本市が有する海辺の環境資源を生涯スポーツに有効活用するため、海浜部を利用したイベントなどの開催を促進します。

- 総合運動公園をはじめとした生涯スポーツ施設の一層の活用を図るため、各種スポーツの全国大会、関東大会などの招致に努めます。
- より多くの市民が、スポーツに参加できるよう、ニュースポーツ\*などのイベント開催の取組を促進します。

#### (2) プロスポーツ等の誘致

- スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、観戦の機会を提供するため、野球、サッカーなどの多くの人が楽しめるプロスポーツの競技や試合などを誘致します。

### 3 スポーツ競技力向上と子どもの体力向上の支援

#### (1) スポーツ競技力向上の支援

- 市民のスポーツでの活躍を支援するため、関東大会、全国大会などへの出場に対し助成します。

#### (2) 子どもの体力向上の支援

- 子どもの体力の向上を図るため、親子や子どもを対象としたスポーツ教室などを実施します。

#### ニュースポーツ

日本において新しく考案・紹介されたスポーツで、一般的に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。